

# 兵庫県警察WANシステム運用管理要領（例規甲）

令和8年3月19日  
兵警情例規甲第17号

兵庫県警察WANシステム運用管理要領を下記のように定め、令和8年4月1日から実施する。

なお、兵庫県警察オフィス・オートメーションシステム運用管理要領（平成15年兵警情例規甲第22号）は、廃止する。

## 記

### 第1 趣旨

この通達は、兵庫県警察WANシステム（電子メール、電子掲示板又はその他の機能による情報の交換、共有等を行うためのシステムであり、兵庫県警察が設置したサーバ、端末、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。以下「WANシステム」という。）の運用管理に関して必要な事項を定めるものとする。

### 第2 管理体制

#### 1 利用管理者

- (1) 警察本部に利用管理者を置き、総務部情報管理課長をもって充てる。
- (2) 利用管理者は、WANシステムの利用管理を行うものとする。

#### 2 運用管理者

- (1) 所属に運用管理者を置き、当該所属の長をもって充てる。
- (2) 運用管理者は、所属におけるWANシステムの運用管理を行うものとする。

### 第3 利用者

WANシステムを利用することができる者は、兵庫県警察に勤務する警察官、一般職員その他総務部長が利用する必要があると認める者とする。

### 第4 運用

WANシステムにおいて利用できる情報システムの運用については、当該情報システムを主管する部又は所属の長が定め、又は通知する。

### 第5 細目的事項に関する委任

この通達に定めるもののほか、WANシステムの運用管理に関し必要な細目的事項は、総務部長が定める。